

1. 福島関係

農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地域内の土地に係る課税標準の特例措置の延長

＜農林水産省・復興庁 共同要望＞

【地方税】不動産取得税

農業者が農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業の推進に関する法律）に基づき農用地域内にある土地を取得した場合（※）、不動産取得税の課税標準（取得した土地の価格）の3分の1相当額を控除する特例措置について、適用期限を2年間延長する。

※ 福島復興再生特別措置法に基づく取得も含む。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長

＜金融庁・復興庁・内閣府・経済産業省 共同要望＞

【国税】所得税 【地方税】個人住民税

東日本大震災事業者再生支援機構が支援する事業再生において、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画（※）」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合、みなし譲渡益を非課税とする特例措置について、適用期限を3年間延長する。

※ 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての（中小企業活性化協議会、東日本大震災事業者再生支援機構等の）準則に則り作成された計画をいう。

3. その他

(1) 住宅ローン減税の被災者向け措置に係る所要の措置

＜国土交通省・復興庁・こども家庭庁・環境省 共同要望＞ 【国税】所得税 【地方税】個人住民税

住宅ローン減税の被災者向け措置のうち、令和7年以降に変更が予定されている借入限度額及び床面積要件について、以下のとおり維持する。

- ・ 子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を1年間（入居期限：令和7年12月31日）延長する。
- ・ 新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する特例措置を1年間（建築確認期限：令和7年12月31日）延長する。

(2) 帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の廃止

＜復興庁 要望＞

【国税】所得税、法人税、登録免許税

【地方税】個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税

避難解除区域等（※）内において、帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合又はその管理を委託した場合、帰還・移住等環境整備推進法人等の登録免許税等を軽減する特例措置等について、適用期限の到来等をもって廃止する。

※ 避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域